

## 扶桑町防災士資格取得費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、防災士資格（以下「資格」という。）を取得した者に、予算の範囲内において、資格の取得に要した費用を助成することにより、地域の防災力の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「防災士」とは、認定特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。

### (対象者)

第3条 扶桑町防災士資格取得費助成事業の対象者となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく扶桑町の住民基本台帳に記載されている者であって、令和6年4月1日以降に資格を取得したもの
- (2) 防災士として、扶桑町内の自主防災組織又は地域の防災力向上のための活動をする意思のある者
- (3) 扶桑町税を滞納していない者。ただし、徴収猶予が認められている場合を除く。

### (助成対象経費)

第4条 扶桑町防災士資格取得費助成金（以下「助成金」という。）の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。ただし、送料、振込手数料等は除く。

- (1) 機構が認証した研修機関による研修講座の受講料
- (2) 資格取得のために必要となる教本の購入費
- (3) 防災士資格取得試験受験料
- (4) 防災士認証登録申請料

### (助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の合計額とし、22,000円を限度とする。

### (申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、資格の取得後1年以内に、防災士資格取得費助成金交付申請書（様式第1）に

次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 防災士証の写し
- (2) 助成対象経費の支払を証明する書類
- (3) 誓約書（様式第2）
- (4) その他町長が必要と認める書類  
（決定通知）

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、防災士資格取得費助成金交付（却下）決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

（支払）

第8条 前条の規定により助成金の交付の決定通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、防災士資格取得費助成金請求書（様式第4）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、適当であると認めたときは、助成金を交付するものとする。

（台帳の整備）

第9条 町長は、助成金の交付について、必要な事項を記録した台帳を整備しなければならない。

（助成金の返還）

第10条 町長は、受給者が虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該受給者に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1（第6条関係）

年 月 日

扶桑町長 様

申請者 住 所 扶桑町大字  
氏 名  
電話番号

防災士資格取得費助成金交付申請書

次のとおり防災士資格を取得しましたので、扶桑町防災士資格取得費助成 事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。なお、助成金の交付決定に必要な町税の公簿等の閲覧に同意します。

記

1 資格取得年月日	年 月 日
2 助成金申請額	金 円
3 添付資料	(1) 防災士証の写し (2) 助成対象経費の支払を証明する書類 (3) 誓約書（様式第2）
4 備 考	
5 町税納税状況	完 納 ・ 未 納 ※町で記入するため、記入しないでください

年 月 日

扶桑町長 様

申請者 住 所 扶桑町大字  
氏 名

誓約書

扶桑町防災士資格取得費助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、助成金の交付申請をするに当たり、要綱第3条の規定に該当し、扶桑町内で防災士として活動することを誓約します。

第3条 事業の対象となる者は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく扶桑町の住民基本台帳に記載されている者であって、令和6年4月1日以降に資格を取得したもの
- (2) 防災士として、扶桑町内の自主防災組織又は地域の防災力向上のための活動をする意思のある者
- (3) 扶桑町税を滞納していない者。ただし、徴収猶予が認められている場合を除く。

第 号  
年 月 日

様

扶桑町長

印

防災士資格取得費助成金交付（却下）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった扶桑町防災士資格取得費助成金について、下記のとおり決定したので、扶桑町防災士資格取得費助成事業実施要綱第7条の規定により通知します。

記

審査の結果	支給 ・ 却下
助成金額	金 円
却下の理由	

